

第 1 回総合海洋政策本部法制チームについて

去る 2 月 8 日（金）の閣議前 15 分程度、関係する閣僚による第 1 回総合海洋政策本部法制チームが開催され、法制チームの当面の課題の検討状況、今後の進め方等について、審議が行われた。

本会合で用いられた主な資料は、以下のとおり。

【別紙 1】出席者リスト

【別紙 2】当面の課題の今後の進め方

【参考資料】現在検討中の外国船舶の航行に関する法制度について【2月26日閣議決定】

総合海洋政策本部第 1 回法制チーム 出席者リスト

(座長) 海洋政策担当大臣 (国土交通大臣)

内閣官房長官

法務大臣

外務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

防衛大臣

内閣官房副長官 (参院)

内閣官房副長官 (事務)

内閣官房副長官補 (内政)

内閣官房副長官補 (外政)

総合海洋政策本部事務局長 (内閣官房内閣審議官)

内閣官房内閣審議官

国土交通省海上保安庁長官

当面の課題の今後の進め方

総合海洋政策本部
法制チーム

我が国周辺海域における法執行体制の整備

(現状)

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ。



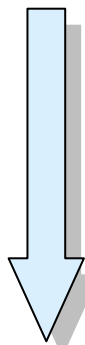
- 我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序の維持を図るための法案について、国土交通省(海上保安庁)は準備。
- その他の法執行体制の整備について、事務局は関係省庁と連携・協力し、今後検討。

我が国EEZ等における調査への対応

(現状)

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず(日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在)、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱(資源探査と思われる行為を含む。)等の事例が発生。

- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。



- 科学的調査等を規制する場合
 - ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
 - ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき(交渉への影響の可能性)等との指摘あり。

- 事務局は関係省庁と連携・協力して、海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について今後検討。

海賊に対する取締り

(現状)

- 昨年世界で発生した海賊事案等の発生件数は263件で、平成18年の239件から24件(約10%)の増加。
- 昨年、我が国の民間企業が運航する船舶が海賊に奪取されるといった事件が発生。



- 事務局は関係省庁と連携・協力して、取締りのための法制度上の枠組みについて今後検討。

現在検討中の外国船舶の航行に関する法制度について

＜領海等における外国船舶の航行に関する法律案＞

我が国の領海及び内水における外国船舶の航行の秩序の維持を図るため、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留、びよう泊、はいかい等の行為の禁止、これに違反する航行を行っていると思われる外国船舶に対する退去命令の措置等について定める。

背景

✓ 「新たな海洋立国」の実現に向けた取組みの推進

海洋基本法(平成19年7月20日施行)が制定され、我が国が「新たな海洋立国」の実現に向けて海洋に関する諸施策を推進している状況において、「海洋の安全の確保」のための取組みを積極的に推進する必要がある。

✓ 領海及び内水の重要性

四方を海に囲まれた「海洋国家」である我が国にとって、領土に近接し、我が国の主権が及ぶ領海等(領海及び内水)は、我が国の安全の確保のために極めて重要である。

我が国には領海及び内水において不審な航行をしている外国船舶を規制する法律がない

新法を制定して領海及び内水における外国船舶の航行秩序を明確化

✓ 外国船舶の正当な理由*のない停留・びよう泊等の禁止

✓ 不審な航行をしている外国船舶に対する立入検査、退去命令

諸外国(露、中、韓、仏)にも同種の法制あり

※ 正当な理由: 荒天、海難等の危難を避けるため、人命、他の船舶等を救助するため 等

